

厚岸町公共下水道

中期ビジョンに基づく経営戦略

令和8年度(2026年度) – 令和17年度(2034年度)



令和8年3月

厚岸町水道課

目 次

✚ 改定の趣旨	1
✚ 経営戦略の位置づけ	2
✚ 計画期間	3
✚ 下水道中期ビジョンにおける現状と課題	4
人口の推移	4
汚水処理と汚泥処理の推進	5
非常時への事前対策	8
下水道施設の適正な管理と経営健全化	11
その他の取組み	12
✚ 公共下水道の状況	13
人口・普及率・水洗化率等の推移	13
下水道使用料収入と有収水量の推移	15
各施策の目標	17
✚ 取組内容のポイント	19
✚ 投資・財政計画の考え方	20
有収水量	20
収入（財源）	20
投資	25
投資以外の経費	27
その他	27
✚ 投資・財政計画	28
✚ フォローアップ	41

中期ビジョンに基づく経営戦略

改定の趣旨

総務省は、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続できるよう、令和2年度までに「経営戦略」を策定することを要請しています。

厚岸町下水道事業においては、人口減少に伴う使用料収入の減少、下水道施設の耐震化対策、老朽化した下水道施設の更新など、事業が抱える課題とその対策を整理した上で、平成29年3月に「厚岸町公共下水道 中期ビジョンに基づく経営戦略」（計画期間：平成29年度～平成38年度）を策定しました。なお、この経営戦略は、国土交通省の要請に従い策定した「ストックマネジメント計画」および「厚岸町下水道中期ビジョン」を基に取りまとめたものです。

厚岸町の下水道事業は、経営状況の透明化等を目的として、令和6年度から会計方式を従来の官庁会計方式*から企業会計方式*へ移行しました。平成29年に策定した経営戦略が計画最終年を迎えるに当たり、これまでの取組内容を評価するとともに、企業会計方式を反映した計画見直しを行う時期となっています。

さらに、社会資本整備総合交付金等の交付要件においては、人口3万人未満の地方公共団体について、令和6年度以降の予算・決算を公営企業会計へ移行した上で、移行後5年以内に使用料改定の必要性を検証することが求められています。

以上のことから、当初策定時からの時間経過に伴う社会情勢の変化や、これまでの取組状況を踏まえ、今回、「厚岸町公共下水道 中期ビジョンに基づく経営戦略」を改定します。

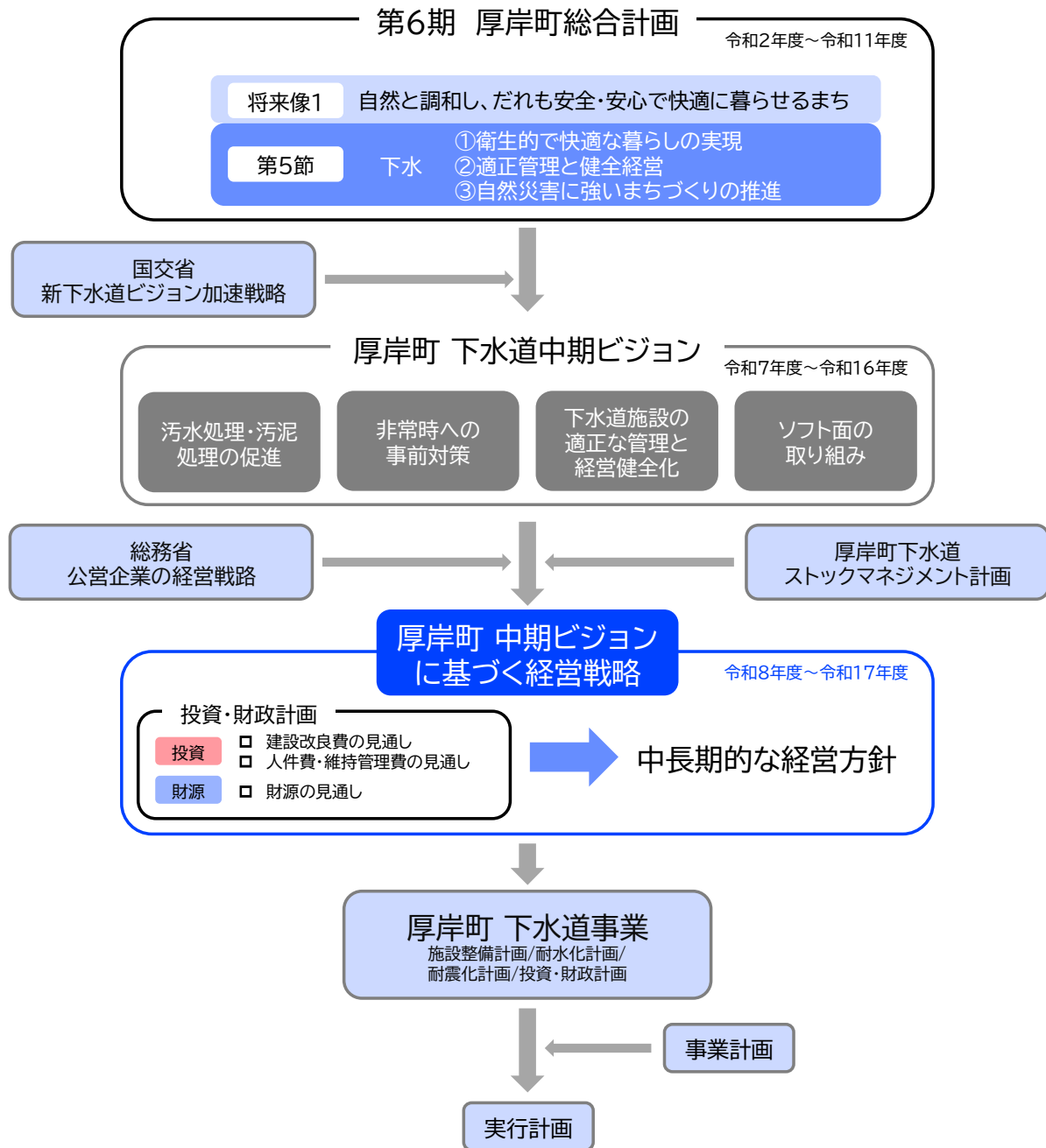
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
総務省の要請	経営戦略の策定		R7までに経営戦略の見直し								
交付金の交付要件						R6以降の予算決算が公営企業会計に移行していること					
厚岸町の経営に関連する動き			法適用化基本計画策定	公営企業会計への移行準備		企業会計へ移行	経営戦略の改定				
	ストックマネジメント計画財政検討		固定資産評価	第2期ストマネ計画策定		ビジョン改定					

*官庁会計方式：現金の移動に着目し歳入と歳出を整理する会計方式

*企業会計方式：経営に着目し、減価償却費など現金以外も整理する会計方式

経営戦略の位置づけ












厚岸町の公共下水道は平成3年から順次整備してきました。近年では、下水道整備とともに施設の改築更新や非常時の対策について取組みが必要とされています。更には、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化に対応しながら、限られた資源の中で効率的な事業を行うため、令和6年度に計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とした下水道中期ビジョンを策定しました。この下水道中期ビジョンを基に、経営環境の現状と将来の見通しについて経営戦略として策定します。



計画期間

経営戦略の計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

点検（計画と実績の比較）は毎年行い、概ね 5 年を基本に適宜見直しを行います。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
点検										
見直し										

下水道中期ビジョンにおける現状と課題

～ 厚岸町下水道中期ビジョンから抜粋 ～

人口の推移

厚岸町の行政人口は、住民基本台帳によると、令和6年度末は、8,083人となっており、昭和39年の22,342人をピークに減少傾向が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所は、今後も人口の減少傾向を想定しており、令和12年における人口を7,202人、令和17年における人口を6,429人に推定しています。

また、将来の年齢別人口割合は、令和2年では年少人口（14歳以下）10.1%、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）54.1%、老年人口（65歳以上）35.8%でしたが、令和12年では、年少人口7.7%、生産年齢人口52.4%、老年人口39.8%と推計されています。

したがって、今後は、総人口の減少もさることながら、老年人口の比率が増加し、全人口に占める生産年齢人口の比率の低下が懸念されます。



汚水処理と汚泥処理の促進

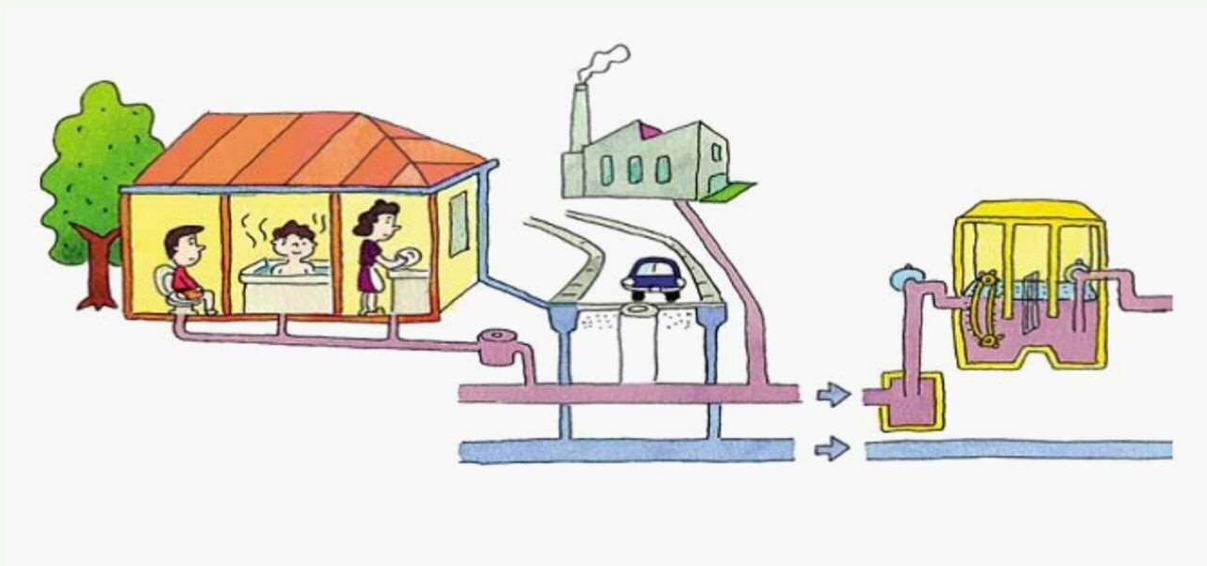
●未普及対策（総合的な汚水処理の促進）

【課題】

令和6年度末の下水道普及率は77.4%、水洗化率は、84.3%となっています。引き続き下水道の普及を促進し、水環境の整備を行っていきます。

【対策】

町全体としての生活排水処理人口の普及率を向上させるために、公共下水道計画区域以外での合併浄化槽の整備を促進していきます。門静地区は投資効率を考慮して、下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へ変更しました。また、下水道未接続者に対し、町独自の補助金・貸付金制度の周知等による普及啓発活動を実施します。



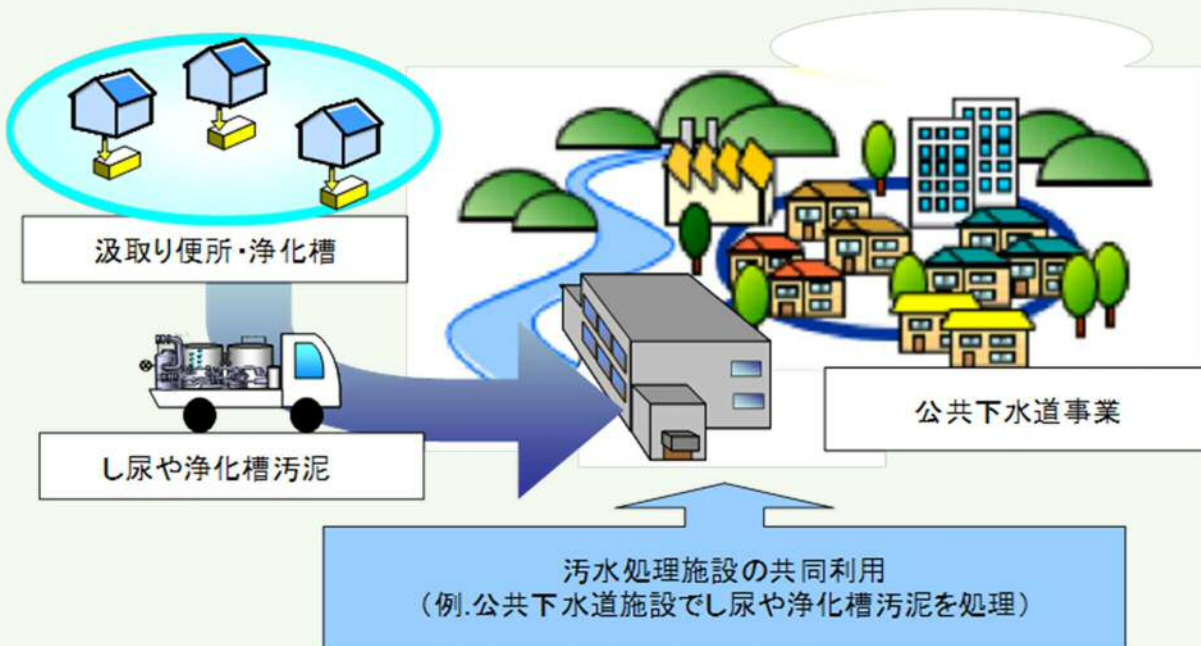
●他事業との汚水処理の連携（MICS 事業の推進）

【課題】

厚岸町の汚水処理施設には、公共下水道のほかに、し尿や浄化槽の汚泥を処理する MICS 施設があります。この MICS 施設は平成 28 年に建設が完了し、平成 29 年度から運用を開始しているため、建設から 10 年以上が経過しました。このため、今後は施設の老朽化対策や、適切な維持管理の実施が課題となります。

【対策】

MICS 施設が今後も安定的に稼働し、効率的な生活排水処理を継続できるよう、施設の維持管理に一層努めてまいります。また、長期的な視点での施設更新計画の検討を進め、持続可能な汚水処理体制の確立に貢献していきます。



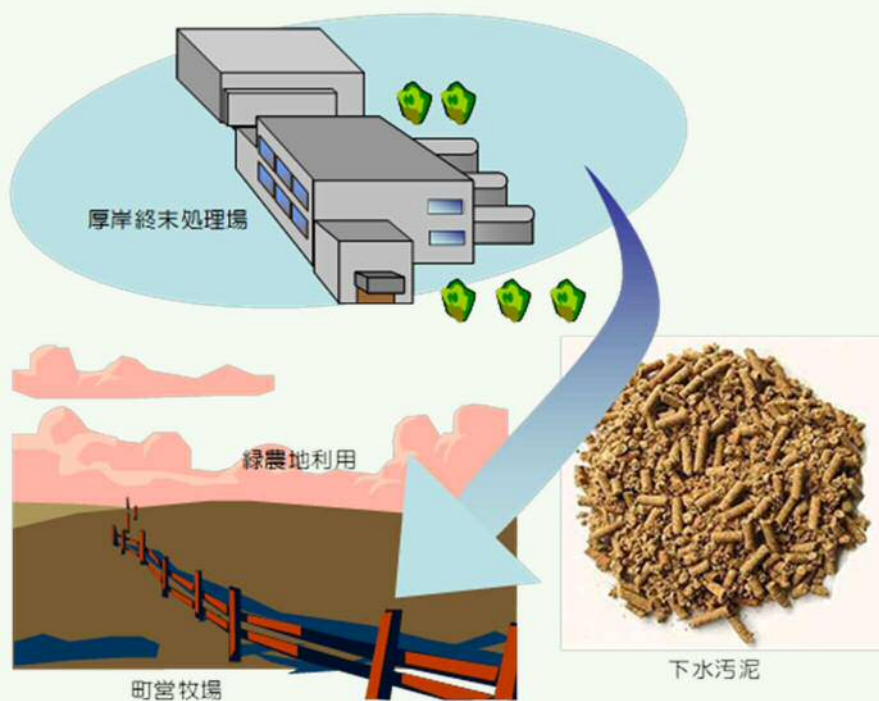
●下水道資源の利活用（コンポスト化の維持）

【課題】

厚岸終末処理場から発生する下水汚泥や酪農から発生する牛糞、漁業関連の廃棄物、家庭の生ゴミを適切に処理し、環境に配慮する必要があります。

【対策】

現在、厚岸終末処理場で発生する下水汚泥は、牛糞、漁業関連廃棄物、家庭の生ゴミとまとめて町営牧場でコンポスト化しています。今後も、安全で良質な堆肥への再資源化を継続していきます。



※コンポスト化：

有機物（汚泥、動物の排泄物、食品残渣など）を微生物の働きによって分解し、堆肥を作ること

非常時への事前対策

●非常時対応策の策定

【課題】

厚岸町地域防災計画によって非常時（地震・津波等）に備えていましたが、下水道施設に特化した非常時の取決めや、対応方法を計画することで、非常時（地震や津波）への対応の効率化を図る必要があります。

【対策】

厚岸町地域防災計画に基づき、下水道施設に対する具体的な被害を想定した業務継続計画（BCP）を策定し、必要となる情報を更新しています。これにより、大地震や津波の際にも下水道の機能を維持し、被害の軽減に努めます。

・管渠の非常時対応計画

管渠の重要路線を選定し、点検順序や点検箇所・点検方法を取り決めています。

管渠が断水した際はポンプもしくは、バキューム車で対応し、流下能力を確保する計画を立てています。

・ポンプ場の非常時対応計画

ポンプ場の被害によって汚水を送水できない場合の対処方法（簡易処理施設の設置や排水方法を）事前に検討し、非常時に汚水が溢れるような衛生的被害の軽減に努めています。

・処理場の非常時対応計画

非常時に、処理場の施設が機能しない場合を想定した、汚水の簡易処理施設の検討として、仮設沈殿池・仮設滅菌池の設置手順を検討しています。

・マンホールポンプの非常時対応計画

停電時に備え、各マンホールポンプ場が停止した際の管内貯留量や管内貯留時間、可搬式自家発電設備の必要容量について整理しています。

・厚岸町下水道分野の連携の確立

防災訓練等を通じた、連絡・対応体制の確認と向上を目指しており、令和元年度から毎年、災害時想定訓練等を行っています。また、下水道分野における各機関の連携や取決めを事前に交わし、下水道の早期復旧が潤滑に行われるよう、以下の団体と連絡体制を確立しています。

- 厚岸給排水設備連絡会
- 釧路厚生社・厚岸清掃社共同企業体

●地震対策（処理場・ポンプ場・管渠の耐震化）

【課題】

下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）は現在、耐震化を進めています。耐震化されていない場合は、地震時にマンホールや管の連結が保てなくなることや、処理場・ポンプ場が崩壊する恐れがあります。

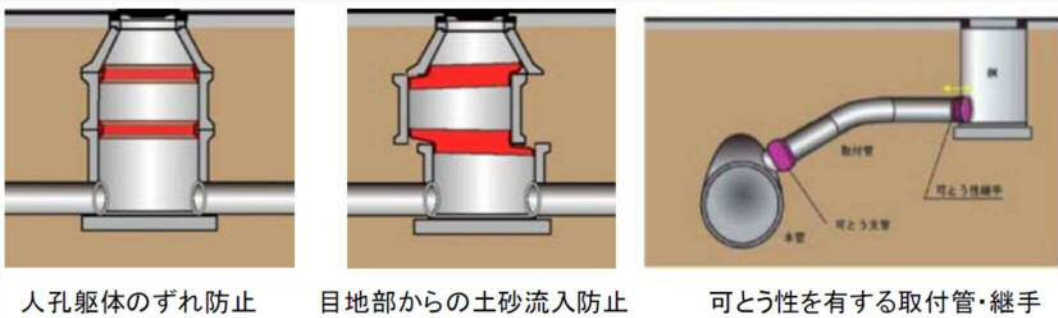
【処理場・ポンプ場の対策】

現在、処理場内の管理棟や一部施設および湖北中継ポンプ場の耐震化が完了しています。他の施設については順次診断を進めています。耐震性が不足する場合は、機器更新等のタイミングで効率的に耐震補強を実施していきます。

【管渠の対策】

管渠については令和6年度末で、重要な路線の82%が耐震化済みです。その他の管路については、計画的に診断を行い、必要に応じて耐震化を図ります。

管路施設の耐震対策は、ストックマネジメント計画と整合を図りながら、耐震工事を実施します。



●津波対策（処理場・ポンプ場の耐津波化）

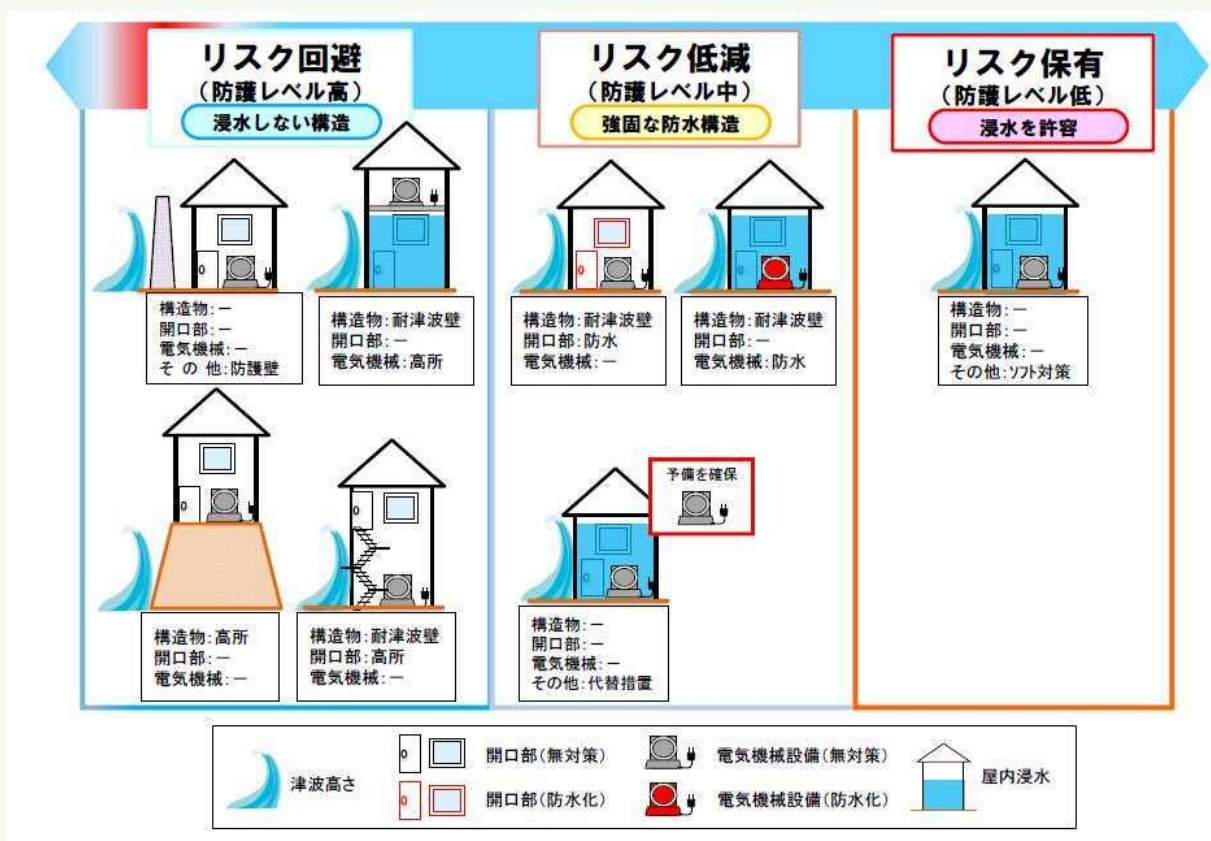
【課題】

厚岸町は地盤が低い土地が多く、津波被害を受けた際に、処理場・ポンプ場の1階に設置されている電気設備は、冠水し修復不可となる恐れがあります。このため、非常時の下水道機能修復が大幅に遅れる事態が想定されます。

【対策】

耐水化計画にしたがって、津波により処理場・ポンプ場が冠水した場合にも、必要な機能を維持できるように、電気設備を高所へ移設する対策や、防水扉の設置等の対策等を検討します。

また、耐震補強工事や機器更新等と併せて対策を実施することで、対策の効率的な実行に努めます。



※耐水化計画：

令和元年東日本台風によって下水道施設が被災し、市民生活に大きな影響が生じた。これを受け、津波や大雨による浸水などを対象に、被害想定や対策方針を定めた下水道事業に関する計画のこと

●浸水対策（雨水施設整備の促進）

【課題】

本町中心市街地は地盤の低い土地が多いため、過去に冠水被害が発生しています。（門静、奔渡、港町、有明）

【対策】

主に浸水実績がある地区に対して、雨水管整備等の内水浸水対策を他の事業（河川、海岸、道路）と連携を図りながら進めていきます。特に、港町における護岸整備事業と連携し、内水浸水対策を効率的に進めます。

下水道施設の適正な管理と経営健全化

●下水道施設の計画的な維持管理

【課題】

これまでに整備した下水道施設は多岐にわたり、これらを適正に管理し維持していかなければなりません。

【対策】

計画的に点検や調査を実施し、各々の劣化状態や老朽度に応じて適切な修繕や改築を行っていく必要があります。現在、処理場、ポンプ場及びマンホールポンプ所を対象に老朽化対策事業を進めています。施設の重要度を考慮して更新を図るストックマネジメント計画に基づき、点検・調査や改築・修繕を実施することで、コスト縮減を図りながら更新を図っていきます。

●調査結果・維持管理記録のデータベース化

【課題】

現在、管路や処理場・ポンプ場の設計情報等を紙ベースでの管理からデータベースでの管理に移行しました。これらを適正に管理し維持していかなければなりません。

【対策】

点検・調査の結果や改築・修繕等の維持管理記録を含めた施設の各種情報についてデータベース化を継続し、今後の計画的な管理に役立てます。また、大規模災害が発生した際は、復旧対策を効率的に進めることができるようになり、情報のバックアップ確保にも繋がります。

●下水道使用料の見直し

【課題】

令和6年度の下水道料金では、経費回収率が25%程度にとどまっています。人口減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、下水道経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。経費回収率を向上させ資金不足を解消することは、老朽化した施設の改築・更新、地震対策、浸水対策といった将来必要な投資を計画的に行うために不可欠です。

【対策】

実施予定の各種事業で必要となる投資額や、維持管理費を見据えたうえで、経営審議会の意見を踏まえ、適正な下水道使用料を検討します。また、経営の健全化に向け効率的な事業運営に努めます。

その他の取組み（ソフト面の取組み）

●水洗化率の向上に向けた、広報活動や助成制度の拡充

【課題】

令和6年度末の水洗化率は84.3%となっており、引き続き下水道の普及を促進し、水環境の整備を行っていきます。

【対策】

水洗化・浄化槽普及の向上のためには、下水道事業の仕組み（下水道使用料や接続義務など）や下水道の必要性（水質の保全効果など）や助成制度の活用について、広報誌等で周知を行い、水洗化の向上を図ります。

●下水道担当者の育成

【課題】

人口の減少や過疎化に伴う下水道担当者の減少が懸念されており、今後も下水道施設を継続的に維持管理するために、担当者の育成を強化することが求められます。

【対策】

経験豊富な職員が、実務を通じて知識や技術を伝承する仕組みを強化します。また、職員の持つノウハウを文書化し、マニュアルや標準作業手順書として整備することで属人化を防ぎ、職員の効率的な育成を目指します。

公共下水道の状況

人口・普及率・水洗化率等の推移

各年度3月末現在

年 度	行政区域内		供用開始区域内				普及率 C÷A (%)
	人口(A) (年度末:供用 開始前月) (人)	世帯数(B) (戸)	供用開始 面積(累計) (ha)	年度整備 面積 (ha)	人口(C) (人)	世帯数(D) (戸)	
平成8年10月1日 供用開始	13,213	4,438	32.6		1,498	503	11.3
平成8年度	13,049	4,403	36.1	3.5	1,594	538	12.2
平成9年度	12,869	4,372	47.9	11.8	2,063	701	16.0
平成10年度	12,782	4,401	63.3	15.4	2,466	849	19.3
平成11年度	12,632	4,412	78.8	15.5	3,003	1,049	23.8
平成12年度	12,548	4,448	108.5	29.7	3,337	1,183	26.6
平成13年度	12,395	4,438	142.5	34.0	4,612	1,687	37.2
平成14年度	12,234	4,451	150.7	8.2	5,114	1,837	41.8
平成15年度	12,103	4,476	155.2	4.5	5,152	1,895	42.6
平成16年度	11,870	4,469	166.4	11.2	5,141	2,004	43.3
平成17年度	11,679	4,453	171.2	4.9	5,564	2,208	47.6
平成18年度	11,517	4,478	248.6	77.4	6,915	2,836	60.0
平成19年度	11,219	4,411	250.9	2.3	7,052	2,861	62.9
平成20年度	11,014	4,413	258.9	8.0	7,085	2,927	64.3
平成21年度	10,894	4,425	267.1	8.2	7,112	2,973	65.3
平成22年度	10,654	4,437	274.3	7.2	7,241	3,112	68.0
平成23年度	10,510	4,426	286.0	11.7	7,233	3,146	68.8
平成24年度	10,364	4,461	298.1	12.1	7,200	3,196	69.5
平成25年度	10,226	4,461	305.4	7.3	7,394	3,309	72.3
平成26年度	10,100	4,444	314.6	9.2	7,515	3,378	74.4
平成27年度	9,907	4,428	317.6	3.0	7,474	3,413	75.4
平成28年度	9,741	4,438	317.6	0.0	7,365	3,424	75.6
平成29年度	9,524	4,393	317.6	0.0	7,241	3,413	76.0
平成30年度	9,265	4,350	327.8	10.2	7,061	3,377	76.2
令和元年度 (平成31年度)	9,151	4,368	329.1	1.3	7,032	3,413	76.8
令和2年度	8,951	4,312	329.1	0.0	6,894	3,378	77.0
令和3年度	8,702	4,234	330.4	1.3	6,697	3,302	77.0
令和4年度	8,484	4,230	332.7	2.3	6,568	3,309	77.4
令和5年度	8,273	4,197	334.1	1.4	6,401	3,279	77.4
令和6年度	8,083	4,198	336.5	2.4	6,253	3,294	77.4

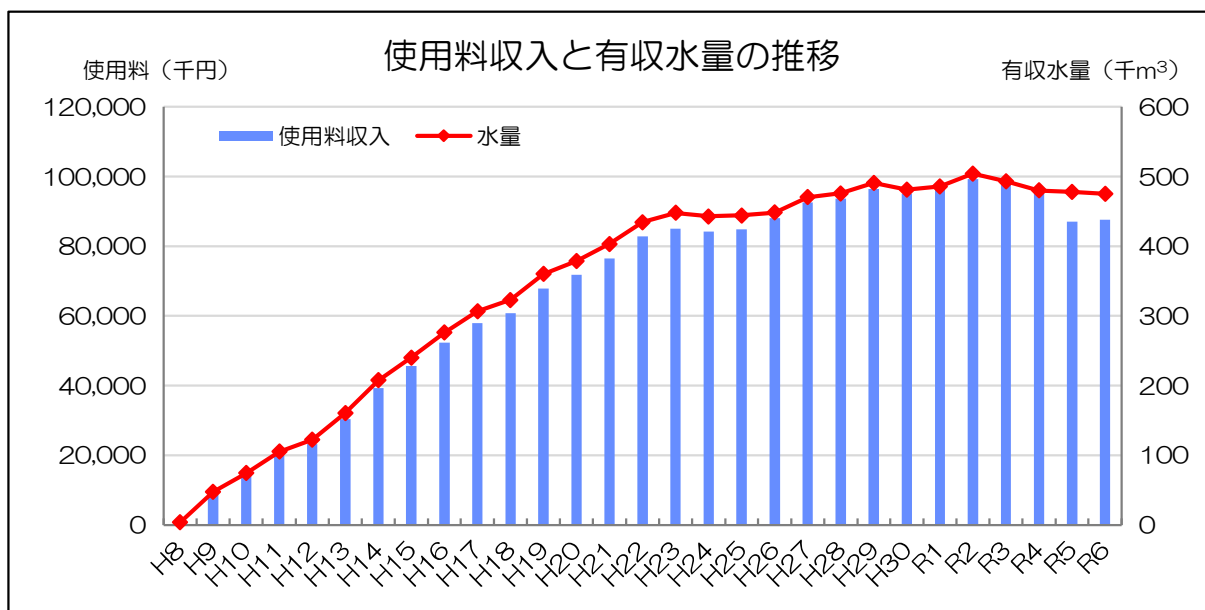
※住民基本台帳は外国人を含んだ人口である。

各年度3月末現在

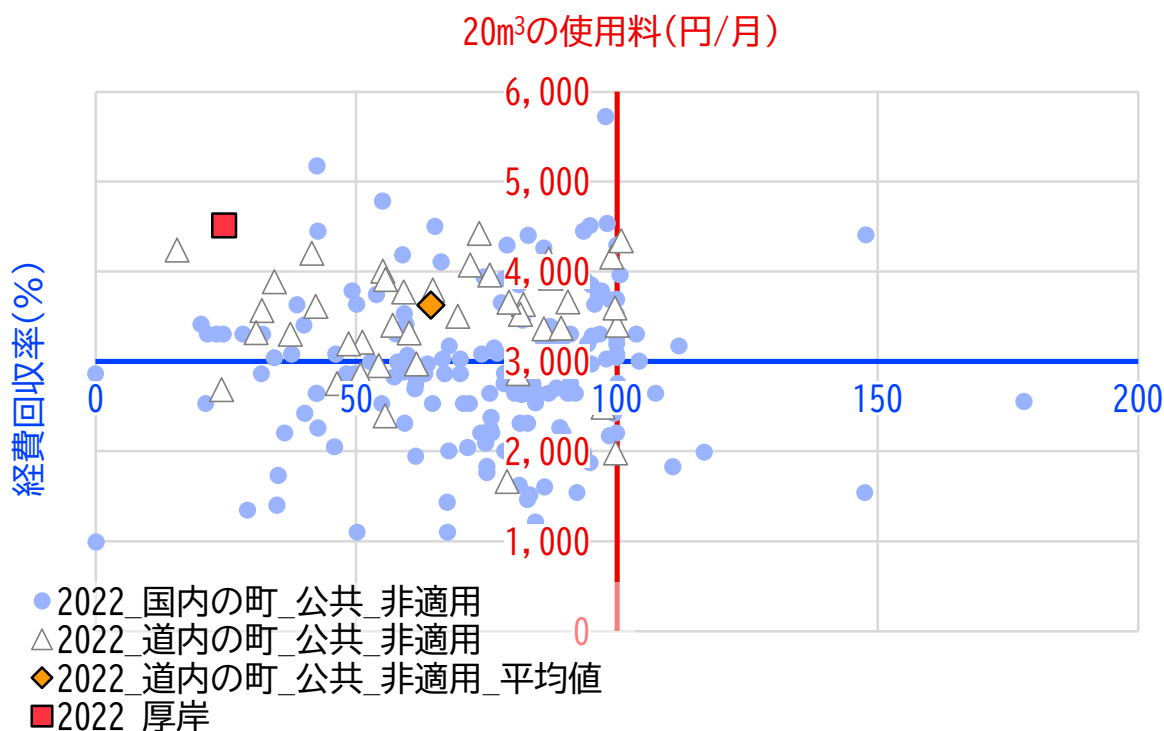
年 度	水洗化実施		水洗化率	年間総汚水量		有収率	供用開始 年月日
	人口(E)	世帯数(F)		流入量(G)	有収水量(H)		
	$A \div B \times F$ (人)	(戸)	$E \div C$ (%)			(km^3)	
平成8年10月1日 供用開始							平成8年10月1日
平成8年度	226	76	14.2	8.0	3.5	43.8	平成8年4月1日
平成9年度	880	297	42.7	60.6	47.4	78.2	平成9年4月1日
平成10年度	1,227	414	49.8	97.5	74.4	76.3	平成10年4月1日
平成11年度	1,499	513	49.9	118.8	105.1	88.5	平成11年4月1日
平成12年度	1,835	641	55.0	143.1	122.3	85.5	平成12年4月1日
平成13年度	2,231	798	48.4	189.2	160.5	84.8	平成13年4月1日
平成14年度	2,793	1,023	54.6	238.4	207.6	87.1	平成14年4月1日
平成15年度	3,036	1,135	58.9	299.3	240.1	80.2	平成15年4月1日
平成16年度	3,362	1,275	65.4	328.6	276.1	84.0	平成16年4月1日
平成17年度	3,816	1,488	68.6	360.8	306.5	85.0	平成17年4月1日
平成18年度	4,018	1,600	58.1	389.3	322.9	82.9	平成18年4月1日
平成19年度	4,670	1,890	66.2	417.2	360.2	86.3	平成19年4月1日
平成20年度	4,912	2,027	69.3	432.7	378.9	87.6	平成20年4月1日
平成21年度	4,849	2,021	68.2	512.4	403.4	78.7	平成21年4月1日
平成22年度	5,122	2,197	70.7	520.3	434.7	83.5	平成22年4月1日
平成23年度	5,170	2,244	71.5	508.4	448.0	88.1	平成23年4月1日
平成24年度	5,204	2,305	72.3	539.5	442.7	82.1	平成24年4月1日
平成25年度	5,273	2,361	71.3	571.4	444.3	77.8	平成25年4月1日
平成26年度	5,462	2,455	72.7	576.9	448.4	77.7	平成26年4月1日
平成27年度	5,589	2,546	74.8	561.6	470.6	83.8	平成27年4月1日
平成28年度	5,643	2,618	76.6	603.3	476.0	78.9	—
平成29年度	5,641	2,650	77.9	592.8	491.0	82.8	—
平成30年度	5,562	2,654	78.8	607.4	481.4	79.3	平成30年4月1日
令和元年度 (平成31年度)	5,614	2,718	79.8	625.4	486.0	77.7	平成31年4月1日
令和2年度	5,568	2,721	80.8	626.5	504.3	80.5	—
令和3年度	5,513	2,710	82.3	646.6	493.2	76.3	令和3年4月1日
令和4年度	5,468	2,747	83.3	629.2	480.2	76.3	令和4年4月1日
令和5年度	5,373	2,743	83.9	583.6	477.9	81.9	令和5年4月1日
令和6年度	5,269	2,765	84.3	601.7	475.3	79.0	令和6年4月1日

※住民基本台帳は外国人を含んだ人口である。

下水道使用料収入と有収水量の推移



下水道使用料収入と経費回収率



※経費回収率：

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標のこと

厚岸町における 20 m³ 当たりの下水道使用料は 3,910 円です。釧路管内の 8 自治体のうち 3 番目に低く、下水道事業を実施する根室管内の自治体を含めても、12 自治体中 5 番目に低い水準にあります。今後も下水道事業を持続的に運営していくため、使用料の在り方について見直しが必要です。

現在の下水道使用料

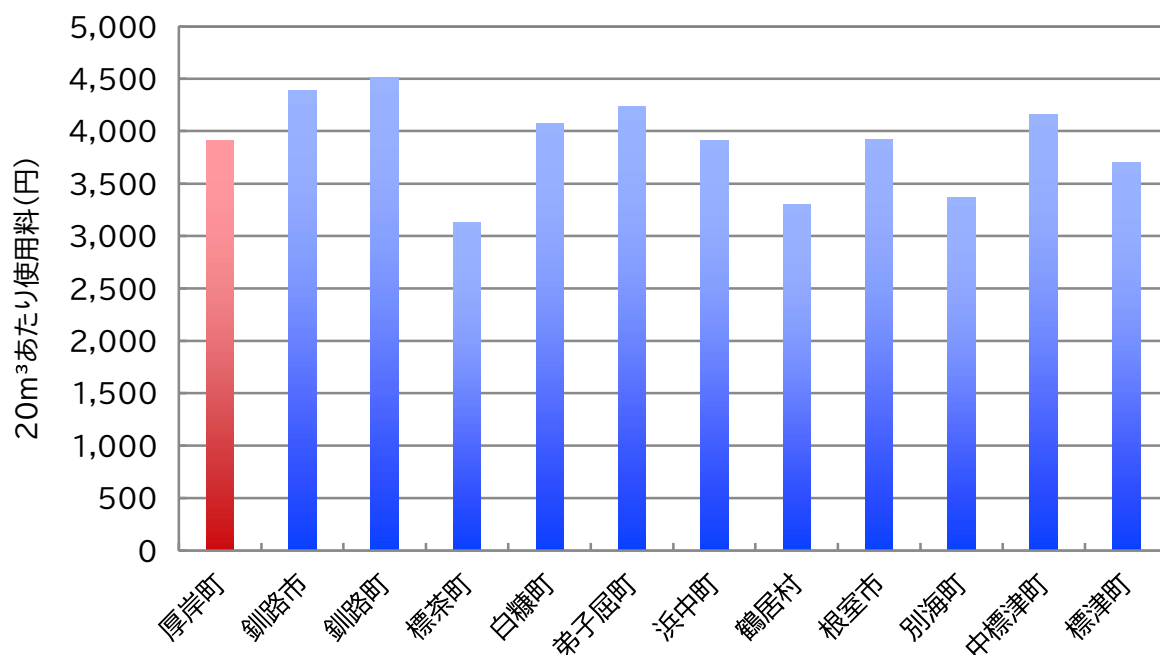
基本料金(1カ月)	4立方メートルまで	770円
	8立方メートルまで	1,540円
超過料金	1立方メートル増すごとに	198円

(令和8年3月時点)

近隣の事業体との比較(釧路・根室管内)

	自治体	20m ³ あたり使用料(円)
釧路管内	厚岸町	3,910
	釧路市	4,389
	釧路町	4,510
	標茶町	3,130
	白糠町	4,070
	弟子屈町	4,235
	浜中町	3,910
	鶴居村	3,300
根室管内	根室市	3,920
	別海町	3,369
	中標津町	4,158
	標津町	3,700

(令和8年3月時点、各市町村HPを基に作成)



各施策の目標

～ 厚岸町下水道中期ビジョンから抜粋 ～

今後 10 年間の将来予測に基づき、令和 7 年度から令和 16 年度までの中期ビジョンの進行管理のために目標値を定めました。今後は、目標を踏まえた上で、常に業務の見直しや改善を進め、効率的な事業の実施に努めます。

●汚水処理・汚泥処理の促進

未普及対策 (総合的な汚水処理の促進)	● 生活排水処理率を向上させるため、合併浄化槽の整備を促進します。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		普及率	普及率 77.4%	普及率 81.2%
他事業との汚水処理の連携 (MICS事業の推進)	● 厚岸終末処理場でし尿と浄化槽汚泥の共同処理を行っています。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		MICS導入	100%	100%
下水道資源の利活用 (コンポスト化の維持)	● 下水汚泥を家庭の生ゴミ等とまとめ、コンポスト化します。 ● 良質で安全な堆肥への資源化に努めます。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		コンポスト化	100%	100%

●非常時への事前対策

地震対策 (処理場・ポンプ場・管渠の耐震化)	● 耐震診断を進め、耐震性が不足する場合は、効率的に耐震化を実施します。 ● 処理場内の管理棟及び一部施設はすでに耐震化済みです。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		耐震化率	重要な管渠 82% ポンプ場 50% 処理場 0%	重要な管渠 82% ポンプ場 100% 処理場 0%
津波対策 (処理場・ポンプ場の耐津波化)	● 津波により処理場・ポンプ場が冠水した場合にも、必要な機能を喪失しない対策を検討します。 ● 耐震化に合わせて検討を進めます。			
浸水対策 (雨水施設整備の促進)	● 冠水被害を防ぐため、排水施設の計画・整備を他事業（河川・海岸・道路）と連携を図りながら進めます。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		雨水整備延長	6.1km	6.1km

●下水道施設の適正な管理と経営健全化

下水道施設の計画的な維持管理	● 計画的に点検・調査を実施し、効率的な修繕や改築・更新を行います。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		ストマネ計画策定施設	管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み	管渠・ポンプ場・処理場 厚岸町ストマネ計画策定済み
調査結果・維持管理記録のデータベース化	● 大規模な災害の復旧対策や計画的な維持管理のため、施設の各種情報をデータベース化します。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
		データベース導入施設	管渠 100%	新設管渠については 随時データベース化を行う

●その他取り組み

下水道事業の周知	● 普及率向上のため、水洗化・浄化槽の広報活動を行います。	目標値	現状値 (R6)	目標値 (R16)
			普及率 77.4% 水洗化率 83.9%	普及率 81.2% 水洗化率 87.0%
下水道施設の継続・維持	● 下水道技術者の育成に取り組みます。			
	● 下水道施設情報の伝達を強化します。			

取組内容のポイント

下水道中期ビジョンにある課題に取り組むとともに、下水道施設の適正な維持管理について、下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の設計から改築までに要するすべての費用の縮減を図ります。

また、水洗化等改造工事補助金の交付や、水洗化等改造工事資金の貸付けを行うことで、水洗化率の向上と住民の衛生的で快適な生活環境の維持を図ります。

特に、下水道使用料については、受益に見合った適正な料金を設定することと、利用者の負担感を考慮しながら、使用料の体系も含め具体的な使用料の見直しの検討を進める必要があります。

✚ 下水道ストックマネジメント計画の運用

下水道の施設は、日々劣化し、管路の破損等による道路の陥没や汚水の流出、処理施設の停止や公共用水域の水質悪化などに陥るリスクがあります。これらの管理に係る技術の継承や、人口減少やライフスタイルの変化も踏まえ、適切に機能を発揮できるよう、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて計画的かつ効率的な管理を進めます。

✚ 水洗化等改造工事の推進

公共下水道事業を継続していくために、水洗化率の向上を図り、経営を安定化させる必要があります。水洗化等改造工事の補助金・貸付金制度の活用により水洗便所および排水設備の普及促進を図り、「厚岸町未来創生総合戦略」に掲げた取組みの一つでもある「快適な生活環境等の確保」を目指していきます。

✚ 受益に見合った適正な使用料の検討

厚岸町の下水道使用料は、近隣市町村の使用料と比較して大きく差があるわけではありませんが、経費回収率を比較すると、令和6年度は24.8%と高いとは言えません。将来にわたり下水道事業を継続するためには、収入の確保が必要になり、公共水域の水質保全の役割を果たしていることから、使用料の見直しにおいては、社会情勢、住民の負担、一般会計の負担を考慮し、地域に見合った最適な方法で確保する必要があり、慎重に検討をする必要があります。

投資・財政計画の考え方

公共下水道事業は、事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく必要があります。しかしながら、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や、人口減少の進行による水洗化人口の減少、ひいては使用料収入の減少により、使用料収入のみで下水道事業を継続していくことは難しいのが現状です。

そこで、今後も生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを維持していくために、経常経費のうち、動力費や修繕費、委託料など下水道施設の維持費を使用料収入で賄えるよう、料金改定を検討することが必要です。

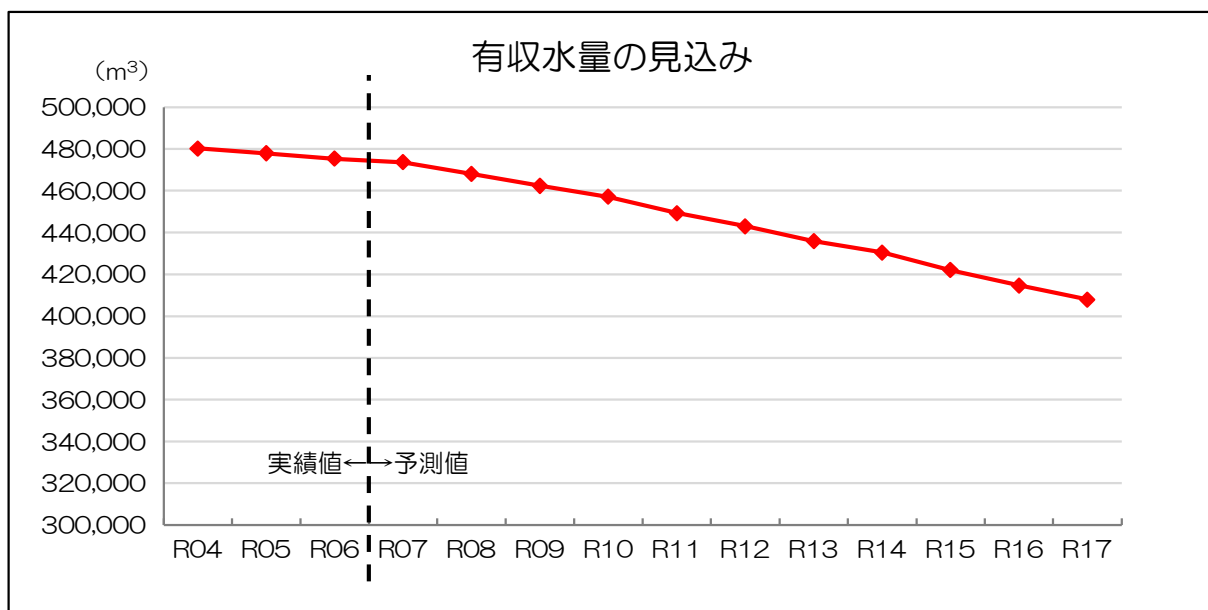
料金改定の検討を行うにあたり、こういった項目に注目するべきかを以下にまとめました。

有収水量

有収水量とは、使用料収入の対象となる水量のことです。近年の有収水量は、微減傾向で推移しています。下水道の整備が概成したため、今後も人口減少に伴った有収水量の減少が予想されます。

R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
480,216	477,909	475,341	473,716	468,074	462,311	457,140
R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
449,330	443,002	435,943	430,483	422,020	414,624	407,879

(m³/年)



収入（財源）

公共下水道事業における主な収入は、公共下水道受益者負担金、下水道使用料、企業債および一般会計繰入金です。公共下水道事業が整備期から更新期へ移行すると、受益者負担金収入は減少していきます。また、人口減少や節水機器の普及に伴い、下水道使用料も減少すると見込んでいます。一方で、企業債は世代間の負担の公平性を考慮し、借入れを継続します。下水道は公共水域の保全の役割も担っていることから、一般会計繰入金について応分の負担は今後も必要と考えています。

公共下水道事業を継続していくためには、それぞれの収入について社会情勢や一般会計の状況などを考慮し、地域に見合った最適な方法で確保していく必要があります。

・使用料収入について

本町では人口減少が進み、水洗化率の向上が難しくなっています。また、節水機器の普及に伴い1人当たりの平均使用水量も減り、公共下水道の整備を進め下水道が使える区域を拡大しても、使用料収入の大幅な増加は見込めない状況です。

これまでの収支状況を踏まえると、維持管理に要する費用を使用料収入のみで賄うためには、下水道使用料を+45%程度改定する必要があります。さらに、維持管理費に加え、資本費等を含んだ費用を使用料収入のみで賄うためには+320%程度の使用料改定が必要となります。

また、近年の社会情勢により、物価高騰や人件費の上昇などが進んでいることから、下水道事業の財政状況は年々厳しさを増していくことが見込まれます。

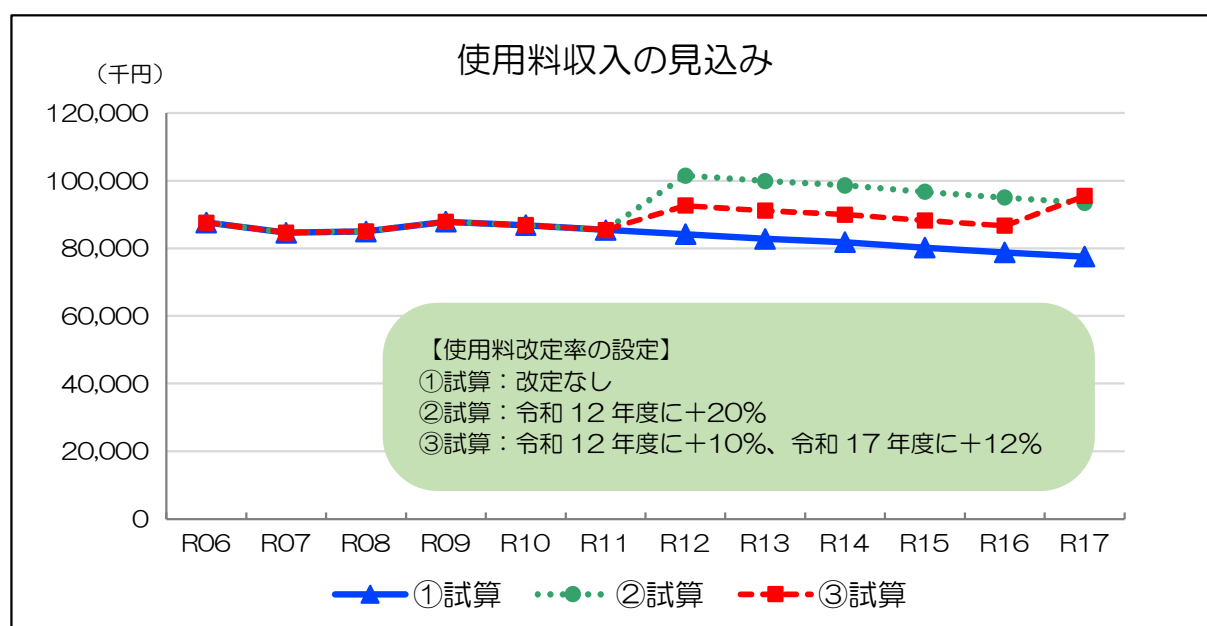
現在は一般会計から繰入金を受けることで収支を保つ状況であり、下水道事業の性質上使用料だけで経営を成り立たせることは難しい状況ではありますが、経常経費を少しでも補えるよう20%~30%の改定は必要と考えます。

このような状況を踏まえ本経営戦略では、使用料改定を行わない場合に加え、2パターンの使用料改定を行う場合を設定し、合計3パターンのシミュレーションを掲載しました。

今後は、町民生活への影響を考慮しながら、慎重に議論を深める必要があります。

	R06	R07	R08	R09	R10	R11
①試算	87,603	84,624	85,032	87,857	86,875	85,391
②試算	87,603	84,624	85,032	87,857	86,875	85,391
③試算	87,603	84,624	85,032	87,857	86,875	85,391
	R12	R13	R14	R15	R16	R17
①試算	84,188	82,846	81,809	80,201	78,795	77,513
②試算	101,502	99,885	98,634	96,695	95,000	93,455
③試算	92,607	91,131	89,990	88,221	86,675	95,496

(千円)



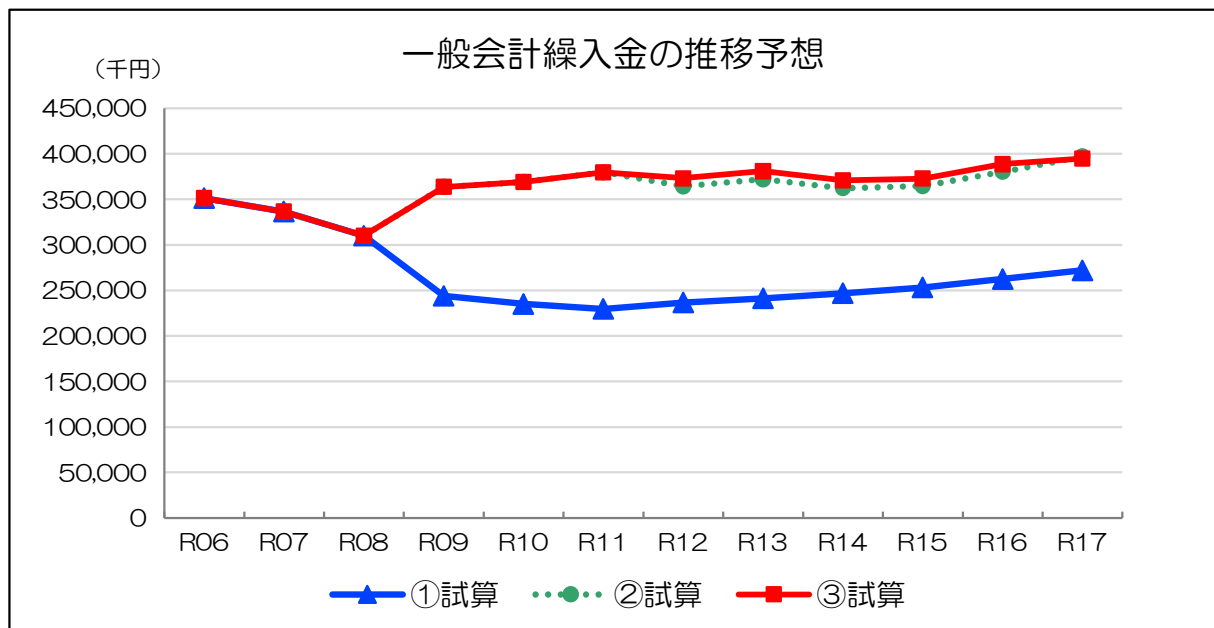
・一般会計繰入金について

公共下水道事業は、汚水処理と雨水処理で構成されていますが、雨水処理に係る事業については、その原因者が下水道使用者でないことから、その費用は、一般会計から繰入されています。また、汚水処理に要する費用の一部も同様に繰入されていますが、これらは、総務省が定めた基準に基づき公費から負担することが認められています。しかし、本来使用料で賄うべき費用の一部は、使用料収入の不足により、基準を上回る一般会計からの繰入金を財源としています。

当町の下水道事業は、令和6年度に独立採算を原則とする地方公営企業に移行してから1年しか経過しておらず、経営基盤は脆弱と言えます。経営基盤の強化・安定化と、今後生じる施設の大量更新へ資金的備えを両立させなくてはならないため、基準外として扱う繰入金額は、下水道使用者が負担すべきものと他会計が負担すべきものなどに区分し、応分の負担を求めることで経営の安定を図ります。

	R06	R07	R08	R09	R10	R11
①試算	351,157	336,418	309,923	244,034	235,108	229,576
②試算	351,157	336,418	309,923	363,732	368,959	379,661
③試算	351,157	336,418	309,923	363,732	368,959	379,661
	R12	R13	R14	R15	R16	R17
①試算	236,516	241,220	246,697	253,142	262,395	271,992
②試算	364,223	372,057	362,263	364,515	380,187	396,873
③試算	373,118	380,811	370,907	372,989	388,512	394,832

(千円)



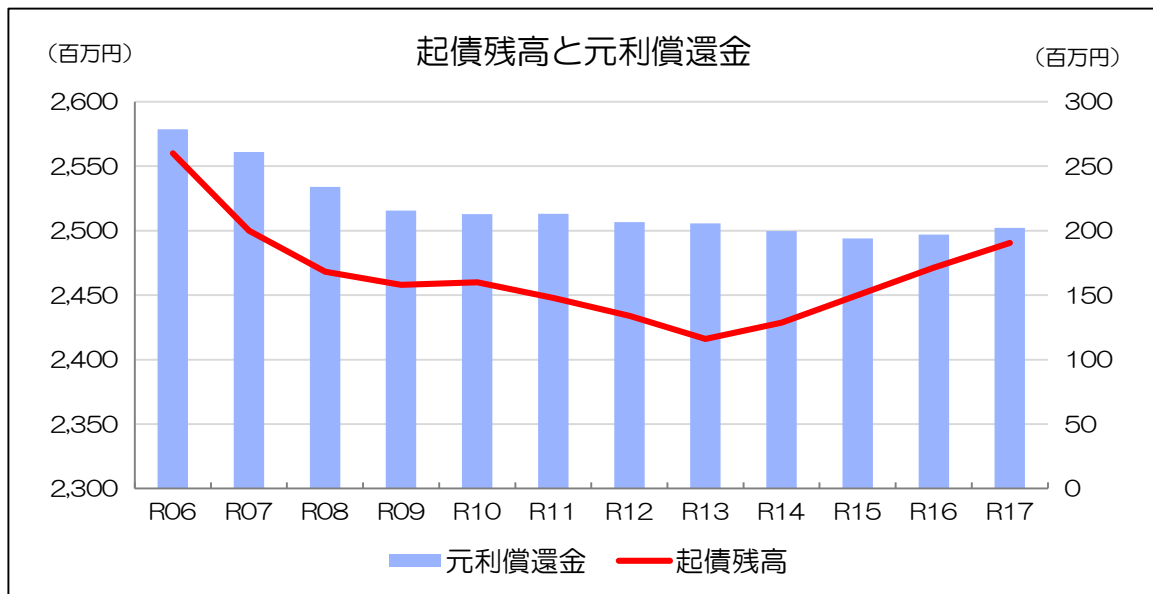
・企業債について

下水道施設の整備・更新に必要な投資財源として、世代間の費用負担の公平性を確保するために、企業債の活用は不可欠です。交付金や受益者負担金を充当した上で不足する額については、企業債により調達します。

将来的な金利の上昇は、支払利息の増加を招き、下水道事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。そのため、金利動向や一般会計の財政状況を注視しつつ、借入額の適正化や償還方法の見直しを行う必要があります。

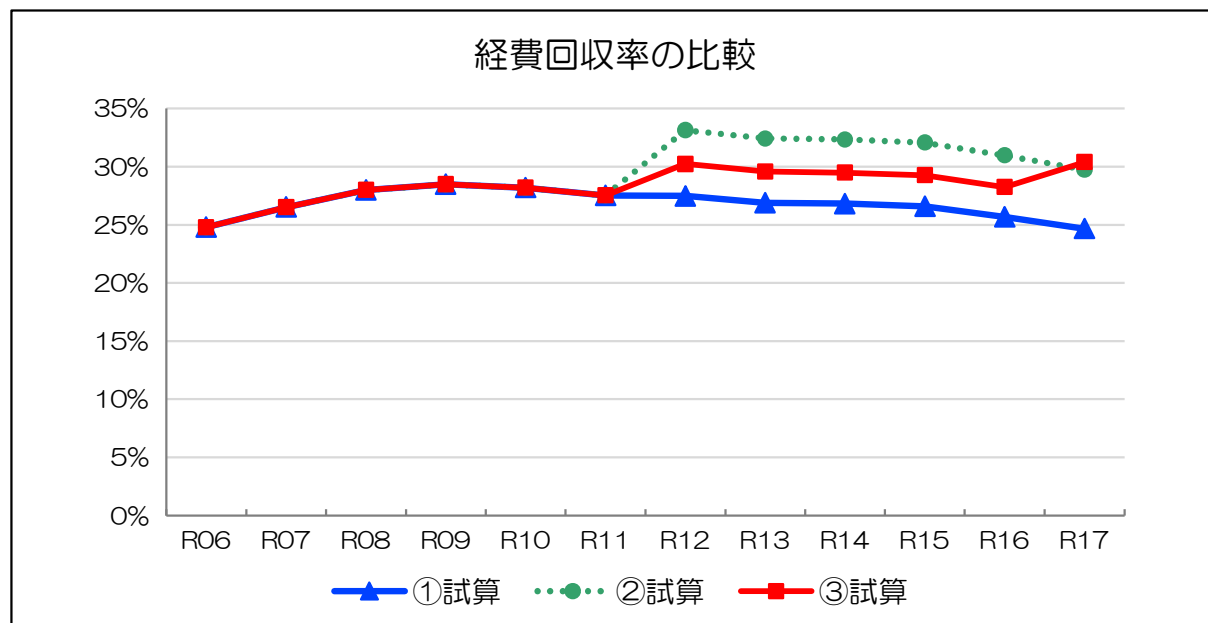
	R06	R07	R08	R09	R10	R11
起債残高	2,560,205	2,500,193	2,404,216	2,458,106	2,460,062	2,447,990
元利償還金	278,649	261,106	224,578	215,517	212,932	213,016
利息	32,185	31,485	27,202	35,639	38,538	41,695
元金	246,464	229,621	197,376	179,878	174,394	171,322
	R12	R13	R14	R15	R16	R17
起債残高	2,434,117	2,416,187	2,428,803	2,450,159	2,471,520	2,490,754
元利償還金	206,743	205,716	199,759	194,031	197,015	202,069
利息	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
元金	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152

(千円)



以上より、収支計画シミュレーション①～③での経費回収率の見込みは、下表のとおりです。

	R06	R07	R08	R09	R10	R11
①試算	25%	27%	28%	28%	28%	28%
②試算	25%	27%	28%	28%	28%	28%
③試算	25%	27%	28%	28%	28%	28%
	R12	R13	R14	R15	R16	R17
①試算	27%	27%	27%	27%	26%	25%
②試算	33%	32%	32%	32%	31%	30%
③試算	30%	30%	29%	29%	28%	30%



投資

これまでの下水道事業における投資は、汚水管の新設工事を推進し、供用開始区域と供用開始人口の拡大を進めてきました。供用開始から30年ほどが経ち、人口減少やMICS事業の実施など当町における下水道事業の環境は変化しています。

当町の公共下水道事業が整備期から更新期へ移行したことに伴い、管渠については、老朽化する施設の事故を未然防止する観点などからカメラ調査を実施し、下水道施設を適正に維持管理します。下水道施設の更新は、老朽度や重要度を考慮し、優先度が高い順に実施します。実施に当たっては工事費の平準化を図り世代間の負担の公平性を考慮しながら効果的な整備を進めます。

下表以外のその他の投資については、現在のところ該当がなく、今後についても今のところ計画しておらず、この経営戦略の中では考慮していません。

資本的収支 (単位:千円・税込)

項目	2026	2027	2028	2029	2030
	R8	R9	R10	R11	R12
建設改良費	318,778	401,660	408,702	378,782	373,402
管きよ建設改良費	3,000	48,000	77,500	73,000	105,000
ポンプ場建設改良費	85,000	100,000	181,000	142,000	38,000
処理場建設改良費	169,203	188,000	83,000	95,000	160,000

資本的収支 (単位:千円・税込)

項目	2031	2032	2033	2034	2035
	R13	R14	R15	R16	R17
建設改良費	362,062	391,576	393,320	395,107	396,939
管きよ建設改良費	52,000	78,786	78,786	78,786	78,786
ポンプ場建設改良費	38,000	98,286	98,286	98,286	98,286
処理場建設改良費	200,000	140,742	140,742	140,742	140,742

年次計画の策定

年次計画は、下表のとおり設定した。

項目	内容	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035
汚泥処理の 促進	計画見直し		WPPP導入時期検討		全体計画変更					事業計画変更	
	汚水管渠 整備										
	MICS事業										
非常時対策	耐震化		処理場耐震診断・補強設計 湖南中継ポンプ場耐震補強								
	浸水対策		管渠浸水対策 門静雨水策渠改築								
施設管理	長寿命化 処理場			第3期stromane計画変更				第4期stromane計画変更			
				スカム除去装置更新							
				受変電施設設備更新	計装設備更新						
				自家発電装置更新							
長寿命化 管渠	湖北中継ポンプ場更新										
	湖南中継ポンプ場発電機更新										
	管路改築更新										
データ ベース											

投資以外の経費

- 職員給与費

現在は合計 5 人分を計上しています。そのうち 3 人を収益的収支として計上し、残る 2 人を資本的収支に計上しています。現在の体制を踏まえ、今後も所要額を計上していきます。

- 委託料

厚岸終末処理場の運転管理については、民間に委託しており、今後においても民間への委託を継続します。令和 6 年度決算値において、終末処理場の運転管理に係る委託料の額は、工事に係る委託料を除いた委託料総額の約 90% を占めています。

- 動力費、修繕費、薬品費、委託料など

令和 7 年度予算値を基に、物価および人件費の上昇を見込むこととしました。物価については +2.64%、人件費については +1.32% の上昇を毎年見込んでいます。

その他

広域化や民間活力の活用について

厚岸町は行政区域面積が広く、人口がやや集中している地域も点在しており、公共下水道はその中でも最も人口が集中している市街地を中心に進めています。都市部と違い町内でも住宅地が点在し、まして隣接の他自治体との住宅地まで距離があるため、下水道事業の広域はあまり現実的ではないと考えています。

一方で、職員不足や施設の老朽化および下水道使用料収入の減少等、地方公共団体が抱える課題を解決するための有効な手段として、ウォーターPPP の導入拡大を国土交通省は推進しています。

こういった状況を鑑み、厚岸町では令和 9 年度にウォーターPPP の導入検討調査を実施する予定です。

投資・財政計画

市民の皆様の生活に不可欠なサービスを提供するためには、下水道使用料金を見直し、収益の増加を見込むことで赤字の解消を図る必要があります。将来の収益の見込み方については、次の3パターンを試算しました。

①使用料改定を行わない場合

令和9年度以降について基準内繰入金あり・基準外繰入金なし、かつ料金改定を行わない。
この状態でどの程度の資金不足が発生するか確認する。

②令和12年度に使用料を改定する場合

令和9年度以降について基準内外繰入金あり、かつ令和12年度に料金改定を行う。
令和17年度の経費回収率を30%とするため、**料金改定は+20%程**とした。
(令和6年度の使用料単価 183 円/m³ → 改定後使用料単価 230 円/m³)

③令和12年度および令和17年度に使用料を改定する場合

令和9年度以降について基準内外繰入金あり、かつ令和12,17年度に料金改定を行う。
令和17年度の経費回収率を30%とするため、**料金改定は+10%,+12%程**とした。
(令和6年度の使用料単価 183 円/m³ → 210 円/m³ → 235 円/m³)

将来において	基準内繰入	基準外繰入	料金改定		
			行わない	行う	
				R12年度のみ	R12・R17年度
パターン①	○		○		
パターン②	○	○		○	
パターン③	○	○			○

パターン②は、令和12年度に+20%の料金改定を行うことで、令和12年度の経常経費のうち、管渠費・ポンプ場費・処理場費・普及指導費・委託料・手数料・賃借料・減価償却費・資産減耗費を賄える見込みです。

また、1回の料金改定あたりの負担を減らす観点から、料金改定を2回に分けた場合の試算がパターン③となります。

厚岸町公共下水道事業における経費回収率は、令和6年度で24.8%と、管内他市町と比較して低い状況です。そこで本計画では、使用料収入での経費回収率を令和17年度で30%まで高めることを目標にしました。①～③の試算結果を次に示します。

①使用料改定を行わない場合の収益的収支

区 分		年 度					
		前々年度 決 算	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		87,603	84,625	85,033	87,857	
	(1) 料 金 収 入		87,603	84,624	85,032	87,856	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他		0	1	1	1	
	2. 営 業 外 収 益		425,000	451,560	456,129	399,445	
	(1) 補 助 金		242,785	268,509	263,923	237,831	
	他 会 計 補 助 金		242,785	268,509	263,923	237,831	
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		182,051	183,050	192,204	161,612	
	(3) そ の 他		164	1	2	1	
	収 入 計 (C)		512,603	536,185	541,162	487,302	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		472,398	503,675	512,081	537,641
		(1) 職 員 給 与 費		17,282	22,516	25,512	23,022
		基 本 給 与 費		8,164	10,901	12,054	11,191
		退 職 給 付 費					
		そ の 他		9,118	11,615	13,458	11,832
		(2) 経 費		120,002	129,158	137,796	151,579
		動 力 費		26,127	18,598	17,893	21,548
		修 繕 費		12,077	10,803	15,806	12,519
		材 料 費		695	995	940	1,154
そ の 他			81,103	98,762	103,157	116,358	
(3) 減 価 償 却 費			335,114	352,000	348,773	363,040	
2. 営 業 外 費 用			32,435	31,485	27,202	35,639	
(1) 支 払 利 息			32,185	31,485	27,202	35,639	
(2) そ の 他		250	0	0	0		
支 出 計 (D)		504,833	536,160	540,283	574,280		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		7,770	25	879	△ 86,978		
特 別 利 益 (F)		2,811	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		1,258	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		1,553	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		9,323	25	879	△ 86,978		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		9,323	25	879	△ 86,978		
流 動 資 産 (J)		37,774	29,830	30,726	△ 175,298		
うち 未 収 金		27,346	27,836	26,826	27,346		
流 動 負 債 (K)		250,818	243,827	211,582	194,084		
うち 建 設 改 良 費 分		236,612	229,621	197,376	179,878		
うち 一 時 借 入 金		2,507	2,507	2,507	2,507		
うち 未 払 金		11,699	11,699	11,699	11,699		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不 (L)		-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		87,603	84,625	85,033	87,857		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		-	-	-	-		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足 (O)		-	-	-	-		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		-	-	-	-		
健全化法第22条により算定した資金不足比 ((N)/(P)×100)		-	-	-	-		

地方公営企業法適用前

(単位:千円, %)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2034
86,875	85,391	84,188	82,846	81,809	80,201	78,795	77,513
86,874	85,390	84,187	82,845	81,808	80,200	78,794	77,512
1	1	1	1	1	1	1	1
390,483	390,333	402,087	411,748	424,661	436,932	452,772	467,643
230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752
230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752
160,142	164,097	168,893	173,829	179,137	184,905	190,616	195,890
1	1	1	1	1	1	1	1
477,358	475,724	486,275	494,594	506,470	517,133	531,567	545,156
531,070	533,115	547,622	560,251	576,390	591,145	609,572	627,063
23,227	23,435	23,645	23,858	24,074	24,293	24,514	24,739
11,338	11,488	11,640	11,793	11,949	12,107	12,267	12,428
11,889	11,947	12,005	12,065	12,125	12,186	12,248	12,311
156,663	161,808	167,026	172,196	177,410	182,689	188,043	193,363
22,117	22,701	23,300	23,915	24,547	25,195	25,860	26,543
12,849	13,188	13,537	13,894	14,261	14,637	15,024	15,420
1,184	1,215	1,247	1,280	1,314	1,349	1,384	1,421
120,513	124,704	128,942	133,106	137,288	141,508	145,775	149,979
351,179	347,872	356,951	364,197	374,906	384,164	397,015	408,960
38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
0	0	0	0	0	0	0	0
570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980
△ 93,249	△ 100,086	△ 106,717	△ 113,442	△ 119,909	△ 127,014	△ 133,996	△ 140,823
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
△ 93,249	△ 100,086	△ 106,717	△ 113,442	△ 119,909	△ 127,014	△ 133,996	△ 140,823
△ 93,249	△ 100,086	△ 106,717	△ 113,442	△ 119,909	△ 127,014	△ 133,996	△ 140,823
△ 280,711	△ 401,458	△ 518,241	△ 638,379	△ 745,132	△ 848,560	△ 954,388	△ 1,064,332
27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346
188,600	185,528	176,578	173,137	164,975	156,236	156,229	158,358
174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152
2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507
11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
86,875	85,391	84,188	82,846	81,809	80,201	78,795	77,513
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

人口減少により
使用収入が減少

【繰入金の設定】
基準内繰入金：
R7～R17まで繰入
基準外繰入金：
R8まで繰入

経常損益が赤字

①使用料改定を行わない場合の資本的收支

予算(案)

区 分		年 度	前々年度 決 算	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		149,500	176,600	141,800	169,600	
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金						
		3. 他 会 計 補 助 金		108,372	67,909	46,000	6,203	
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		177,904	174,335	157,361	166,400	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他		2,915	1,648	2,309	0		
	計 (A)		438,691	420,492	347,470	342,203		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)		438,691	420,492	347,470	342,203		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		350,486	355,879	318,778	401,660
			うち 職員給与費		0	23,870	24,185	24,504
2. 企 業 債 償 還 金				246,464	229,621	197,376	179,878	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)		596,950	585,500	516,154	581,538			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			158,258	165,008	168,684	239,335		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		144,099	150,683	155,584	201,427	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他		14,159	14,325	13,100	14,100	
計 (F)		158,258	165,008	168,684	215,527			
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			0	0	0	23,808		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			2,560,205	2,500,193	2,468,384	2,458,106		
○他会計繰入金								
区 分		年 度	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027		
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		242,785	268,509	263,923	237,831		
	うち 基準内繰入金		129,486	228	182,680	237,831		
	うち 基準外繰入金		113,299	268,281	81,243	0		
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		108,372	67,909	46,000	6,203		
	うち 基準内繰入金		9,247	9,058	8,709	6,203		
	うち 基準外繰入金		99,125	58,851	37,291	0		
合 計			351,157	336,418	309,923	244,034		

地方公営企業法適用前

(単位:千円)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
176,350	159,250	148,500	141,000	163,385	163,385	163,385	163,385
4,768	3,342	3,322	3,302	1,173	1,117	240	240
165,150	150,750	154,500	149,000	163,148	163,148	163,148	163,148
0	0	0	0	0	0	0	0
346,268	313,342	306,322	293,302	327,706	327,650	326,773	326,773
346,268	313,342	306,322	293,302	327,706	327,650	326,773	326,773
408,702	378,782	373,402	362,062	391,576	393,320	395,107	396,939
24,828	25,156	25,488	25,824	26,165	26,510	26,860	27,215
174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152
583,096	550,104	535,774	520,993	542,346	535,350	537,130	541,091
236,828	236,762	229,452	227,691	214,639	207,700	210,357	214,318
191,037	183,775	188,058	190,368	195,768	195,100	197,757	201,718
12,800	11,800	11,100	12,500	12,500	12,600	12,600	12,600
203,837	195,575	199,158	202,868	208,268	207,700	210,357	214,318
32,991	41,187	30,294	24,823	6,371	0	0	0
2,460,062	2,447,990	2,434,117	2,416,187	2,428,803	2,450,159	2,471,520	2,490,754

財源不足額が生じる

(単位:千円)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752
230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752
0	0	0	0	0	0	0	0
4,768	3,342	3,322	3,302	1,173	1,117	240	240
4,768	3,342	3,322	3,302	1,173	1,117	240	240
0	0	0	0	0	0	0	0
235,108	229,576	236,516	241,220	246,697	253,142	262,395	271,992

②令和12年度に使用料を改定する場合の収益的収支

区 分		年 度	予算(案)				
			前々年度 決 算	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027
収 益 的 収 支	収 益 入	1. 営 業 収 益 (A)		87,603	84,625	85,033	87,857
		(1) 料 金 収 入		87,603	84,624	85,032	87,856
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
		(3) そ の 他		0	1	1	1
		2. 営 業 外 収 益		425,000	451,560	456,129	486,423
		(1) 補 助 金		242,785	268,509	263,923	324,810
		他 会 計 補 助 金		242,785	268,509	263,923	324,810
		そ の 他 補 助 金					
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		182,051	183,050	192,204	161,612
		(3) そ の 他		164	1	2	1
	収 入 計 (C)		512,603	536,185	541,162	574,280	
	支 出	1. 営 業 費 用		472,398	503,675	512,081	537,641
		(1) 職 員 給 与 費		17,282	22,516	25,512	23,022
		基 本 給 与 費		8,164	10,901	12,054	11,191
		退 職 給 付 費					
		そ の 他		9,118	11,615	13,458	11,832
		(2) 経 費		120,002	129,158	137,796	151,579
		動 力 費		26,127	18,598	17,893	21,548
		修 繕 費		12,077	10,803	15,806	12,519
		材 料 費		695	995	940	1,154
そ の 他			81,103	98,762	103,157	116,358	
(3) 減 価 償 却 費		335,114	352,000	348,773	363,040		
2. 営 業 外 費 用		32,435	31,485	27,202	35,639		
(1) 支 払 利 息		32,185	31,485	27,202	35,639		
(2) そ の 他		250	0	0	0		
支 出 計 (D)		504,833	536,160	540,283	574,280		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		7,770	25	879	0		
特 別 利 益 (F)		2,811	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		1,258	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		1,553	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		9,323	25	879	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		9,323	25	879	0		
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金		37,774	29,830	30,726	72,368	
			27,346	27,836	26,826	27,346	
	流 動 負 債 (K)		250,818	243,827	211,582	194,084	
	う ち 建 設 改 良 費 分		236,612	229,621	197,376	179,878	
う ち 一 時 借 入 金		2,507	2,507	2,507	2,507		
う ち 未 払 金		11,699	11,699	11,699	11,699		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		87,603	84,625	85,033	87,857		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 (O)		-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		-	-	-	-		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 ((N)/(P) × 100)		-	-	-	-		

地方公営企業法適用前

+20%の料金改定

(単位:千円, %)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2034
86,875	85,391	101,502	99,885	98,634	96,695	95,000	93,455
86,874	85,390	101,501	99,884	98,633	96,694	94,999	93,454
1	1	1	1	1	1	1	1
483,733	490,419	491,490	508,152	527,745	547,452	570,563	592,525
323,589	326,321	322,597	334,322	348,607	362,546	379,947	396,633
323,589	326,321	322,597	334,322	348,607	362,546	379,947	396,633
160,142	164,097	168,893	173,829	179,137	184,905	190,616	195,890
1	1	1	1	1	1	1	1
570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980
531,070	533,115	547,622	560,251	576,390	591,145	609,572	627,063
23,227	23,435	23,645	23,858	24,074	24,293	24,514	24,739
11,338	11,488	11,640	11,793	11,949	12,107	12,267	12,428
11,889	11,947	12,005	12,065	12,125	12,186	12,248	12,311
156,663	161,808	167,026	172,196	177,410	182,689	188,043	193,363
22,117	22,701	23,300	23,915	24,547	25,195	25,860	26,543
12,849	13,188	13,537	13,894	14,261	14,637	15,024	15,420
1,184	1,215	1,247	1,280	1,314	1,349	1,384	1,421
120,513	124,704	128,942	133,106	137,288	141,508	145,775	149,979
351,179	347,872	356,951	364,197	374,906	384,164	397,015	408,960
38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
0	0	0	0	0	0	0	0
570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
96,706	121,044	145,382	169,720	194,058	218,396	246,564	277,443
27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346
188,600	185,528	176,578	173,137	164,975	156,236	156,229	158,358
174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152
2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507
11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
86,875	85,391	101,502	99,885	98,634	96,695	95,000	93,455
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

R12以降の料金収入が
増加見込み

【繰入金の設定】

基準内繰入金：

R7～R17まで繰入

基準外繰入金：

R7～R17まで繰入

料金改定と他会計繰入金
により、赤字なし

②令和12年度に使用料を改定する場合の資本的収支

区 分		年 度	予算(案)				
			前々年度 決 算	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		149,500	176,600	141,800	169,600
		うち 資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金	108,372	67,909	46,000	38,922	
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	177,904	174,335	157,361	166,400	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金					
	9. そ の 他	2,915	1,648	2,309	0		
	計 (A)	438,691	420,492	347,470	374,922		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	438,691	420,492	347,470	374,922		
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	350,486	355,879	318,778	401,660	
		うち 職員給与費	0	23,870	24,185	24,504	
		2. 企 業 債 償 還 金	246,464	229,621	197,376	179,878	
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
		5. そ の 他					
計 (D)	596,950	585,500	516,154	581,538			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		158,258	165,008	168,684	206,616		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	144,099	150,683	155,584	196,616		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	14,159	14,325	13,100	10,000		
計 (F)	158,258	165,008	168,684	206,616			
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		2,560,205	2,500,193	2,468,384	2,458,106		
○他会計繰入金							
区 分		年 度		前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027
収 益 的 収 支 分	うち 基準内繰入金		242,785	268,509	263,923	324,810	
	うち 基準外繰入金		129,486	228	182,680	237,831	
	計		113,299	268,281	81,243	86,978	
資 本 的 収 支 分	うち 基準内繰入金		108,372	67,909	46,000	38,922	
	うち 基準外繰入金		9,247	9,058	8,709	6,203	
	計		99,125	58,851	37,291	32,719	
合 計		351,157	336,418	309,923	363,732		

地方公営企業法適用前

(単位:千円)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
176,350	159,250	148,500	141,000	163,385	163,385	163,385	163,385
45,370	53,340	41,627	37,736	13,655	1,968	240	240
165,150	150,750	154,500	149,000	163,148	163,148	163,148	163,148
0	0	0	0	0	0	0	0
386,870	363,340	344,627	327,736	340,188	328,501	326,773	326,773
386,870	363,340	344,627	327,736	340,188	328,501	326,773	326,773
408,702	378,782	373,402	362,062	391,576	393,320	395,107	396,939
24,828	25,156	25,488	25,824	26,165	26,510	26,860	27,215
174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152
583,096	550,104	535,774	520,993	542,346	535,350	537,130	541,091
196,226	186,764	191,147	193,257	202,157	206,848	210,357	214,318
188,426	178,864	183,447	182,057	189,757	194,248	197,757	201,718
7,800	7,900	7,700	11,200	12,400	12,600	12,600	12,600
196,226	186,764	191,147	193,257	202,157	206,848	210,357	214,318
0	0	0	0	0	0	0	0
2,460,062	2,447,990	2,434,117	2,416,187	2,428,803	2,450,159	2,471,520	2,490,754

他会計繰入金により
不足額を補填

(単位:千円)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
323,589	326,321	322,597	334,322	348,607	362,546	379,947	396,633
230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752
93,249	100,086	89,403	96,403	103,084	110,520	117,791	124,881
45,370	53,340	41,627	37,736	13,655	1,968	240	240
4,768	3,342	3,322	3,302	1,173	1,117	240	240
40,602	49,998	38,305	34,434	12,482	852	0	0
368,959	379,661	364,223	372,057	362,263	364,515	380,187	396,873

③令和12年度および令和17年度に使用料を改定するの収益的収支

区 分		年 度	予算(案)					
			前々年度 決 算	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		87,603	84,625	85,033	87,857	
		(1) 料 金 収 入		87,603	84,624	85,032	87,856	
	2. 営 業 外 収 益	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他		0	1	1	1	
	(1) 補 助 金	2. 営 業 外 収 益		425,000	451,560	456,129	486,423	
		他 会 計 補 助 金		242,785	268,509	263,923	324,810	
		そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		182,051	183,050	192,204	161,612	
		(3) そ の 他		164	1	2	1	
	収 入 計 (C)			512,603	536,185	541,162	574,280	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1. 営 業 費 用		472,398	503,675	512,081	537,641
			(1) 職 員 給 与 費		17,282	22,516	25,512	23,022
		基 本 給 与 費	基 本 給 与 費		8,164	10,901	12,054	11,191
			退 職 給 付 費					
			そ の 他		9,118	11,615	13,458	11,832
		(2) 経 費	動 力 費		120,002	129,158	137,796	151,579
			修 繕 費		26,127	18,598	17,893	21,548
			材 料 費		12,077	10,803	15,806	12,519
			そ の 他		695	995	940	1,154
(3) 減 価 償 却 費		(3) 減 価 償 却 費		81,103	98,762	103,157	116,358	
2. 営 業 外 費 用			335,114	352,000	348,773	363,040		
(1) 支 払 利 息	(1) 支 払 利 息		32,435	31,485	27,202	35,639		
	(2) そ の 他		32,185	31,485	27,202	35,639		
支 出 計 (D)			250	0	0	0		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			504,833	536,160	540,283	574,280		
特 別 利 益 (F)			7,770	25	879	0		
特 別 損 失 (G)			2,811	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			1,258	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			1,553	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			9,323	25	879	0		
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)		9,323	25	879	0		
	う ち 未 収 金		37,774	29,830	30,726	72,368		
	う ち 建 設 改 良 費 分		27,346	27,836	26,826	27,346		
	う ち 一 時 借 入 金		250,818	243,827	211,582	194,084		
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)		236,612	229,621	197,376	179,878		
	う ち 未 払 金		2,507	2,507	2,507	2,507		
	う ち 未 払 金		11,699	11,699	11,699	11,699		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			-	-	-	-		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不 (L)			-	-	-	-		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			87,603	84,625	85,033	87,857		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)			-	-	-	-		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)			-	-	-	-		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足 (O)			-	-	-	-		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			-	-	-	-		
健全化法第22条により算定した資金不足比 ((N)/(P)×100)			-	-	-	-		

地方公営企業法適用前

+10%の料金改定

+12%の料金改定

(単位:千円, %)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2034
86,875	85,391	92,607	91,131	89,990	88,221	86,675	95,496
86,874	85,390	92,606	91,130	89,989	88,220	86,674	95,495
1	1	1	1	1	1	1	1
483,733	490,419	500,385	516,906	536,389	555,926	578,888	590,484
323,589	326,321	331,492	343,076	357,251	371,020	388,272	394,592
323,589	326,321	331,492	343,076	357,251	371,020	388,272	394,592
160,142	164,097	168,893	173,829	179,137	184,905	190,616	195,890
1	1	1	1	1	1	1	1
570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980
531,070	533,115	547,622	560,251	576,390	591,145	609,572	627,063
23,227	23,435	23,645	23,858	24,074	24,293	24,514	24,739
11,338	11,488	11,640	11,793	11,949	12,107	12,267	12,428
11,889	11,947	12,005	12,065	12,125	12,186	12,248	12,311
156,663	161,808	167,026	172,196	177,410	182,689	188,043	193,363
22,117	22,701	23,300	23,915	24,547	25,195	25,860	26,543
12,849	13,188	13,537	13,894	14,261	14,637	15,024	15,420
1,184	1,215	1,247	1,280	1,314	1,349	1,384	1,421
120,513	124,704	128,942	133,106	137,288	141,508	145,775	149,979
351,179	347,872	356,951	364,197	374,906	384,164	397,015	408,960
38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
38,538	41,695	44,371	46,785	48,990	52,002	54,992	57,917
0	0	0	0	0	0	0	0
570,608	575,810	592,992	608,037	626,379	644,147	665,563	685,980
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
96,706	121,044	145,382	169,720	194,058	218,396	246,564	277,443
27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346	27,346
188,600	185,528	176,578	173,137	164,975	156,236	156,229	158,358
174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152
2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507	2,507
11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699	11,699
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
86,875	85,391	92,607	91,131	89,990	88,221	86,675	95,496
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

R12 以降の料金収入が
増加見込み

【繰入金の設定】

基準内繰入金：

R7～R17 まで繰入

基準外繰入金：

R7～R17 まで繰入

料金改定と他会計繰入金
により、赤字なし

③令和12年度および令和17年度に使用料を改定するの資本的収支

区 分		予算(案)						
		前々年度 決 算	前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	149,500	176,600	141,800	169,600		
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金						
		3. 他 会 計 補 助 金	108,372	67,909	46,000	38,922		
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	177,904	174,335	157,361	166,400		
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金						
		9. そ の 他	2,915	1,648	2,309	0		
		計 (A)	438,691	420,492	347,470	374,922		
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純 計 (A)-(B) (C)	438,691	420,492	347,470	374,922		
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	350,486	355,879	318,778	401,660
				うち 職員給与費	0	23,870	24,185	24,504
2. 企 業 債 償 還 金	246,464			229,621	197,376	179,878		
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)	596,950	585,500	516,154	581,538				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		158,258	165,008	168,684	206,616			
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	144,099	150,683	155,584	196,616		
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他	14,159	14,325	13,100	10,000		
計 (F)	158,258	165,008	168,684	206,616				
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		2,560,205	2,500,193	2,468,384	2,458,106			
○他会計繰入金								
年 度		前年度 決 算	本年度 2025	R8 2026	R9 2027			
収 益 的 収 支 分	区 分	242,785	268,509	263,923	324,810			
	うち 基準内繰入金	129,486	228	182,680	237,831			
	うち 基準外繰入金	113,299	268,281	81,243	86,978			
資 本 的 収 支 分	区 分	108,372	67,909	46,000	38,922			
	うち 基準内繰入金	9,247	9,058	8,709	6,203			
	うち 基準外繰入金	99,125	58,851	37,291	32,719			
合 計		351,157	336,418	309,923	363,732			

地方公営企業法適用前

(単位:千円)

R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
176,350	159,250	148,500	141,000	163,385	163,385	163,385	163,385
45,370	53,340	41,627	37,736	13,655	1,968	240	240
165,150	150,750	154,500	149,000	163,148	163,148	163,148	163,148
0	0	0	0	0	0	0	0
386,870	363,340	344,627	327,736	340,188	328,501	326,773	326,773
386,870	363,340	344,627	327,736	340,188	328,501	326,773	326,773
408,702	378,782	373,402	362,062	391,576	393,320	395,107	396,939
24,828	25,156	25,488	25,824	26,165	26,510	26,860	27,215
174,394	171,322	162,372	158,931	150,769	142,030	142,023	144,152
583,096	550,104	535,774	520,993	542,346	535,350	537,130	541,091
196,226	186,764	191,147	193,257	202,157	206,848	210,357	214,318
188,426	178,864	183,447	182,057	189,757	194,248	197,757	201,718
7,800	7,900	7,700	11,200	12,400	12,600	12,600	12,600
196,226	186,764	191,147	193,257	202,157	206,848	210,357	214,318
0	0	0	0	0	0	0	0
2,460,062	2,447,990	2,434,117	2,416,187	2,428,803	2,450,159	2,471,520	2,490,754

他会計繰入金により

不足額を補填

(単位:千円)

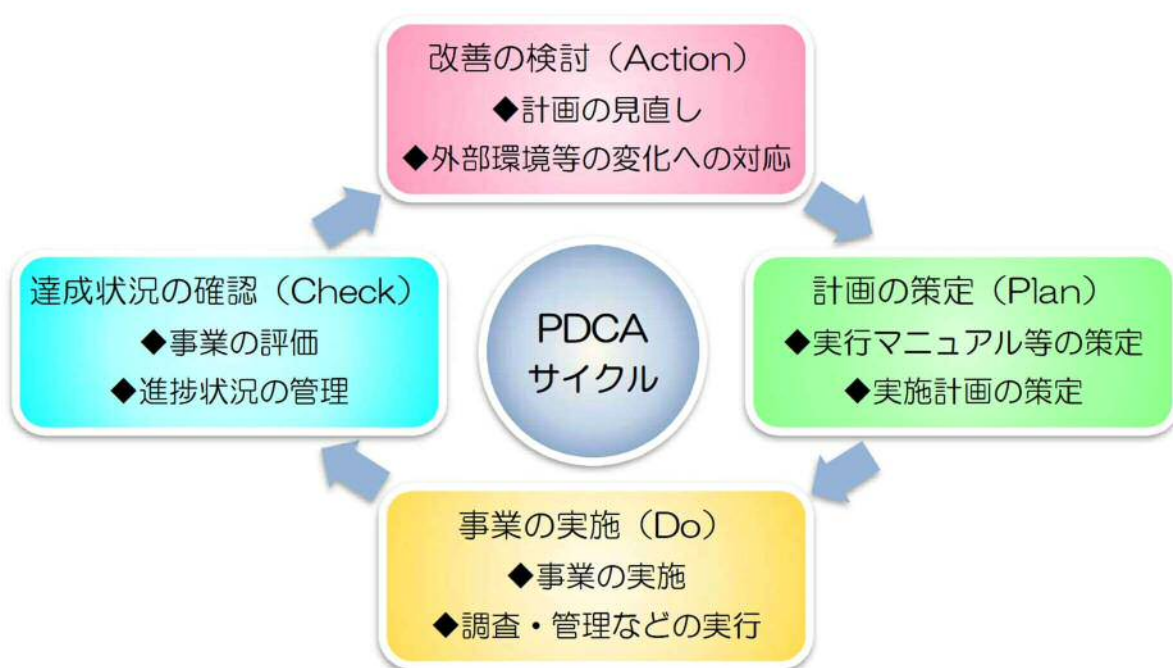
R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
323,589	326,321	331,492	343,076	357,251	371,020	388,272	394,592
230,340	226,234	233,194	237,919	245,523	252,026	262,155	271,752
93,249	100,086	98,298	105,157	111,728	118,994	126,116	122,840
45,370	53,340	41,627	37,736	13,655	1,968	240	240
4,768	3,342	3,322	3,302	1,173	1,117	240	240
40,602	49,998	38,305	34,434	12,482	852	0	0
368,959	379,661	373,118	380,811	370,907	372,989	388,512	394,832

フォローアップ

目標の達成と事業の計画的・効率的な実行のためには、PDCA サイクルに基づく適切な進捗管理（フォローアップ）が必要となります。

実施期間内は定期的に進捗状況を確認するとともに、中間年度を目途に本経営戦略の具体的な施策の実施状況について管理、評価し、状況に応じて基本方針や実施計画などについての改善の検討を行います。

また、社会情勢や法令改正等の外部環境の変化や、国や道などからの新たな施策の展開などがあった場合には、本経営戦略の見直しを行っていきます。



厚岸町公共下水道

中期ビジョンに基づく経営戦略

発行：令和8年3月

厚岸町 水道課

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL：0153-52-3131 FAX：0153-52-4284

E-mail：suidou@akkeshi-town.jp